

申立人夫が共有持分を有する避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の居宅の財物損害について、平成28年7月に避難指示が解除された後も、仮に同居宅に戻った場合には申立人子らの通学が困難となること等を考慮して、価値減少率を全損として賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金49,924,653円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、別紙記載の損害項目4に対する賠償金として、金33,723,685円を支払済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- (3) 申立人ら及び被申立人は、別紙記載の損害項目4の財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償となる場合であっても、その賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年8月21日

(仲介委員 栗原浩)

別紙

損害項目		期間	金額(円)	
1	精神的損害	避難慰謝料(申立人X1)	平成28年1月1日～平成30年3月末	3,060,000
		避難慰謝料(申立人X2)	平成28年1月1日～平成30年3月末	3,060,000
		避難慰謝料(申立人X3)	平成28年1月1日～平成30年3月末	2,700,000
		避難慰謝料(申立人X4)	平成28年1月1日～平成30年3月末	2,700,000
2	避難費用	面会交通費(申立人X1)	平成28年1月1日～平成28年12月末	226,996
		面会交通費(申立人X2)	平成28年1月1日～平成28年12月末	20,636
3	生活費増加費用	住宅確保損害(申立人X2)	平成29年3月〇日	228,200
4	財物損害(建物)	建物・・・① (以下省略)		32,818,650
		上記建物の庭木・構築物・・・②		5,110,171
		建物に対する既払金(前回和解仲介手続き(HOO-O))・・・③		27,348,875
		建物に対する既払金(本賠償 財物先行払(補償金種別 建物(概算)))・・・④		2,116,334
		上記建物の庭木・構築物に対する既払金(前回ADR(HOO-O))・・・⑤		4,258,476
		本和解仲介手続きにおける支払金 ①+②-③-④-⑤		4,205,136
和解金 合計			49,924,653	
本和解仲介手続きにおける支払金 合計			16,200,968	